

民事再生手続中に成立した別除権協定（履行中）と破産による失効
（最判小1平成26・6・5判例タイムズ1404号88頁）

大阪学院大学大学院教授 細 見 利 明

1 事案の概要

本件は、担保不動産の所有者（の破産管財人）が、担保不動産競売事件において競売裁判所が作成した配当表の取消しを求めた配当異議訴訟であり、配当を受ける抵当権者の債権額が争いになった事件である。債権額が争いになったのは、不動産競売に先立ち不動産の所有者について民事再生手続が行なわれたが、その手続中に抵当権者と所有者との間に別除権協定が成立し、抵当権者の債権額のうちその当時の不動産価額を分割弁済する旨の合意が成立していたから、当該合意にかかる債権額に基づき配当表を作成すべきところ別除権協定を考慮せずに抵当権の被担保債権全額に基づき作成されているから配当表は誤りである旨を所有者の破産管財人が主張したからである。

2 詳細な経過

- 1) A株式会社は、裁判所から民事再生開始決定を受け、平成14年9月には再生計画案が可決されて裁判所の認可決定も確定した。再生計画は、再生債権元本の92%を免除し、残額の8%を平成24年までの10年間にわたり分割弁済するという内容であった。
- 2) Aは再生計画に基づく弁済を続け、平成17年10月には再生計画認可決定の確定後3年を経過したので裁判所から再生手続終結決定を受けた（民事再生法188条2項）。
- 3) この再生手続の過程で、Aの不動産に対する抵当権を有する金融機関数社とAとの間で別除権協定が成立した。別除権協定は、Aは被担保債務のうち目的物の価額相当額（「受戻価格」と述べられている。）を分割弁済し、残額は行使不足額として再生債権とし、金融機関は抵当権を実行しないという内容であった。なお、別除権協定には、再生計画認可の決定の効力が生じないことが確定すること、再生計画不認可の決定が確定すること又は再生手続廃止の決定がされることを解除条件とする旨の合意があった。
- 4) Aは、再生計画及び別除権協定に基づく弁済を続けていたが、弁済完了前に、Aの取締役がAの準自己破産手続の開始を申し立てたので（破産法19条1項）、平成20年1月、破産手続開始決定がなされ、Bが破産管財人に選任された。かくして無事に再生計画が成立しその履行も完了するかに見えた民事再生も最後の段階で頓挫しAは破産という結末を迎えた。
- 5) こういう経過を経てA所有の担保不動産が競売に付され競売裁判所は配当表を作成

したが配当表において別除権協定の債権者への配当額は別除権協定に関係なく被担保債権全額から既弁済額を控除した金額とされていた。これに対しAの破産管財人であるBが異議を述べ、上記債権者らへの配当は被担保債権全額ではなく別除権協定で定められた金額（受戻価格）から既弁済額を控除した金額とすべきであると主張し本件配当異議訴訟となった。

3 第1審および原審

第1審の松山地方裁判所は、本件別除権協定は「再生計画の履行完了前に再生債務者に対する破産手続開始決定がされた場合には、別除権協定は、当然に失効し、別除権協定による別除権（担保権）の被担保債権の減額という実体法的効果も失われる（原状に復する）ものと解するのが相当である。」と判断して原告Bの請求を棄却した。

しかし、原審の高松高等裁判所は、民事再生手続終結決定の後に破産手続開始決定に至った時に、再生手続において成立した別除権協定が失効するとの特約がない等の理由で第1審判決を取り消し、Bの請求を認容した。そこで金融機関側が上告した。

4 最高裁判決

最高裁は、原判決を取り消し、第1審判決に対するBの控訴を棄却した（第1審判決を正当と認めた。）。

「しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

- （1）前記事実関係によれば、本件各別除権協定書には、本件各別除権協定の解除条件として、再生計画認可の決定の効力が生じないことが確定すること、再生計画不認可の決定が確定すること又は再生手続廃止の決定がされることという記載（本件解除条件条項）がある一方で、その再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定がされることは明記されていない。しかし、本件各別除権協定の内容からすれば、本件各別除権協定は、再生債務者であるAにつき民事再生法の規定に従った再生計画の遂行を通じてその事業の再生が図られることを前提として、その実現を可能とするために締結されたものであることが明らかであり、そのため、再生計画の遂行を通じて事業の再生が図られるという前提が失われたというべき事由が生じたことを本件解除条件条項により解除条件としているのである。本件のように、再生計画認可の決定が確定した後3年を経過して再生手続終結の決定がされたが、その再生計画の履行完了前に破産手続開始の決定がされる場合は、もはや再生計画が遂行される見込みがなくなり上記の前提が失われた点において、再生手続廃止の決定がされてこれに伴い職権による破産手続開始の決定がされる場合（民事再生法194条、250条1項参照）と異なるものではないといえる。また、本件各別除権協定の締結に際し、本件のように再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定がされた場合をあえて解除条件から除外

する趣旨で、この場合を解除条件として本件解除条件条項中に明記しなかったものと解すべき事情もうかがわれない。

そうすると、本件解除条件条項に係る合意は、契約当事者の意思を合理的に解釈すれば、Aがその再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定を受けた時から本件各別除権協定はその効力を失う旨の内容をも含むものと解するのが相当である。

- (2) Aはその再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに本件破産手続開始決定を受けたものであるから、本件各別除権協定は、本件破産手続開始決定時から、本件解除条件条項によりその効力を失ったというべきである。そして、その結果、本件各担保権の被担保債権の額は本件各別除権協定の締結前の額から前記2(4)の弁済額を控除した額になり、本件配当表に記載された配当実施額はいずれもこれを超えないから、上告人らは配当を受け得る地位にあるといえる。」

5 評釈

判旨に賛成する。

本件は、法律解釈が問題となった事件ではなく、別除権協定すなわち別除権者と再生債務者との合意の解釈が問題となった事件である。別除権協定とは別除権者と再生債務者との交渉の結果成立した示談であり、和解契約の一つである。別除権は「再生手続によらないで、行使することができる。」(民事再生法53条2項)から抵当権などの別除権が重要な財産に設定してあればそのまま別除権者の権利行使に任せるなどすれば再生目的が達成できないから、再生債務者としては別除権者と交渉して重要な財産に対する抵当権の実行等を阻止する必要がある、別除権者としても不動産競売等の法的手段により別除権を行使するよりか、再生債務者との円満な示談による任意の分割弁済によって債権を回収するほうが望ましい。そこで、別除権者は被担保債権全額ではなく、目的物の価額相当額の分割弁済で結構だとして譲歩し、再生債務者に協力することにより別除権協定が成立する。別除権協定で任意弁済の対象とならなかった被担保債権額は行使不足額(民事再生法88条)として確定して再生債権となり、再生計画による配当を受けることになる。

本来、抵当権には不可分性があるから(民法372条による296条の準用)、債権の全部の弁済を受けるまで抵当権の効力は存続し、目的物の価額を弁済しても抵当権は消滅しない。その例外としては、「抵当権の目的不動産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであるとき」に限り、民事再生法148条の担保権消滅の許可制

度があるのみである。すなわち、上記の場合には、再生債務者等^{*1}は、裁判所に対し、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

民事再生法148条の適用を求める場合は別として、それ以外の場合には、別除権協定が用いられる。

本件別除権協定においては、通常、再生計画認可決定の効力が生じないことが確定すること、再生計画不認可の決定が確定すること又は再生手続廃止の決定がされることを解除条件とする合意がなされるが、本件でも同じ合意がなされている。しかし、本件では再生計画認可決定は効力を生じているし、再生手続廃止の決定がなされた事実もないから合意で定めた解除条件は到来していないかに見える。原審はこのような観点から別除権協定は不動産競売の時点でも失効せず有効に存続しており、受戻価格を超える債権は実体法的に消滅したと判断し、破産管財人Bの請求を認容した。しかし、最高裁は、そのような形式的な見方をせずに、実質的に見ようではないかと言っている。本件では再生計画は履行が完了する前に破産手続開始決定となっているが、これは実質的に見れば、再生手続が廃止された同じことではないか、と。このような観点から最高裁は協定を「合理的に解釈」し、協定条項として明文にはないが、本件のような場合も約定の解除条件が適用されると解したのである。

当事者が明確に条文化しなかったことを最高裁が救った形である。

*1 ここに言う「再生債務者等」とは、「管財人が選任されていない場合にあっては再生債務者、管財人が選任されている場合にあっては管財人をいう。」（民事再生法2条2号）